

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準備書面(第9)

2006年10月7日

千葉地方裁判所

民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 有坂 修一

同 井出 達希

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

(はじめに)

原告らは、準備書面(第8)において、ダム建設が自然環境に与える影響、特に、本件ハッ場ダム建設予定地周辺は生物相が極めて豊かであるにもかかわらず、自然環境に関する環境影響評価が極めて不十分であり、生物多様性条約にも違反していることを詳細に述べた。

被告千葉県知事である堂本暁子氏は、参議院議員であった時に、自然環境の保護や生物多様性の保全のために熱心に活動し、日本政府が生物多様性条約を締結する上での中心的な政治家であった。その活動が、開発中心・環境破壊の千葉県政の在り方を憂い、県内の環境保護に熱心に取り組んでいる多くの県民の支持を得、千葉県知事に迎えられた。

本準備書面では、生物多様性についての堂本氏の著書「生物多様性－生命の豊かさを育むもの」(甲11号証)から、生物多様性等についての堂本氏の認識と立場を明らかにする。それを通じて、被告千葉県知事としての同氏、及び、被告千葉県知事から損害賠償請求を受けるべき地位にある個人としての堂本暁子氏が、本件ダム建設事業が条理上及び生物多様性条約に基づく環境影響評価義務を怠った違法な事業であるとの、違法性の認識を有していたことを明らかにする。

## 1 堂本氏が「生物多様性」問題に取り組むようになった理由について

堂本氏は、生物多様性に関わるようになった理由を次のように述べる。何れも同氏の著書「生物多様性－生命の豊かさを育むもの」(岩波書店 同時代ライブラリー)からの抜粋である。

(1) なぜ「生物多様性」が21世紀のキーワードになるのか。生物多様性が崩壊する、つまり大変な数の生物種が絶滅すると、人間の生活への直接の影響がいたるところに出てくるからである。それはすでに始まっているのだが、生物多様性の崩壊が原因だとほとんどの人が気づいていない(267頁)。

(2) 人間は、道具をもってからというもの、食うか食われるか、といった生物の食物連鎖の輪から抜け出し、人間独自の生産システムをつくった。道具が発達すればするほど、人間は動物を捕獲し、熱帯林を伐採し、数えきれないほどの生物種を絶滅に追い込み、さらには急速な科学の進歩によって、大量生産、大量消費、大量廃棄のレールの上をひた走る。スピードは加速する一方である。このまま走り続ける

と、徐々にしろ、突然にしろ、いずれは「生態系の壊滅」という事態に直面しかねない。地球の温暖化にしろ、オゾン層や酸性雨の問題にしろ、取り返しのつかない現象の連続である（268頁）。

(3) 「生物多様性の世界」に入り込んだ私は、草や木の、虫や鳥の、魚やジュゴンの、クロウサギやイリオモテヤマネコの悲痛な叫びを聞いた。その叫びは、まぎれもなく21世紀に向けての警鐘である。絶滅した生物たちを、人間はもはや生き返らせることはできない。しかし、人間はいつまでも横暴な加害者であっていいのか。他の生物の叫びに耳を貸し、いますぐにでも私たちは、人間以外の生物と共生する道を選ぶことによって、「生物多様性条約」を実行に移さなければならない。さもなければ、人類は他の生物とともに絶滅の運命をたどることになる（269頁）。

(4) 政治家の立場は、生物学者ともNGOや国際組織の人たちとも違う。政策の立案と実施が責務である。「生物多様性条約」を具体的な政策として、なんとか日本で実現したい、と渾身の力を振り絞って努力はしてみたが、正直なところ、霞ヶ関の省庁ビルを一寸法師が針でつついているような心境であった。「アリの一穴」とも言うから、その小さな穴をいかにして大きくするかが、私の今後の課題である。……それでも、どうしても諦められずに叫び続けているのは、次の三つの理由による。

第1は、美しい日本の自然を次の世代に引き継ぎたいからである。

第2は、地球上の自然資源を大量に消費し続けている日本は、生物多様性の崩壊の責任を問われ、いずれは世界の孤児になりかねないことへの危惧からである。

第3は、あらゆる生物に対して、申し訳ないと率直に感じる、私の良心の呵責からである（以上270頁）。

以上から判るように、生物多様性の保全是、何よりも人類の生存にとって不可欠だからである。このことは「多様な生物が織りなす自然環境なしに、人間は生存できない。」（同2頁）、「人類がいまこの地球上に生き、文明を享受しているのは、この34億年にわたって嘗々として生物がつくりあげた地球の環境があるからにはほかならない。」（同46頁）、「とにかく、人類が絶滅の淵に立たされたときに、『生物の多様性保全戦略』を実践することの重要性に気づいたのでは遅いのである。」（同248頁）といった記述からも明らかである。

## 2 堂本氏が認識する生物多様性とは

堂本氏は、生物多様性について「地球の表面を覆っている生態系の動的な機能、時間の経過、人間の生活や文化、さらに開発などの社会的要因をも視座に据えた概念である。」(同3頁)とし、その保全は先ず地域からなされるべきであることを次のように指摘している。

(1) 「地域固有の生物多様性の保全」については、それぞれの地域の動植物の重要性を強調した。村なり町なりの単位で、生物多様性を保全しない限り、地球規模の生態系を守ることはできないからである(91頁)。

(2) 和歌山県の山村に住む老人は山を見ながら、しみじみと昔の景色に思いを馳せた。「昔は森に狐や兎、りすがいた。小鳥も多かった。開発が進んでどこかに行ってしまった。木が切られ、秋になると赤く、黄色く色づいた紅葉も見られなくなりましたよ。昔のような煮物の味も食台に上ることも少なくなったし、祭りもさびれてしまった。」

多様な自然が変化に富んだ分化を生み、それが世代を重ねるなかで伝統的な生活様式として地域に定着してきた。長い歳月をかけて人々が積み重ねてきた生活の知恵が、住み心地のよさがあった。しかし、農薬やトラクターを導入した際に、近代化の波に押し流され、伝統的な生活を守るために十分な努力が払われなかった(97頁)。

(3) 私はよく石垣を例に、生物多様性のからくりを説明する。

「たとえば沖縄とか東京都の八丈島にある石垣を思い浮かべてください。石垣は大きな石を砂利や砂で固めています。生物多様性はこうした石垣のようなもの。大きな石は象や鯨でありましょう。小さい石はトキやカワウソやシマフクロウかもしれない。もっと小さな石は昆虫や草でしょうし、砂は微生物に当たるでしょう。大きい石が一つ落ちるときは誰の目にもうつりますが、大きな石の回りを固めていた砂利や砂が日常的に落ちていたことには気づかなかつたのではないのでしょうか。決して忘れてならないのは、私たちがこうした石の一つだということです。石垣の石が、砂が、落ち続けていけば、それが最近では加速されているので、いつの日か石垣全体が崩れ落ちないとも限らないのです。石垣は生態系そのものなのですから。

人類も運命を共にすることになります。」( 98 頁)。

堂本氏がいうように、それぞれの地域での生物多様性の保全が必要だというのであれば、何よりも八ッ場ダム建設予定周辺地域での生物多様性を保護することが必要ということになる。

### 3 生物多様性と開発との関係に関する堂本氏の認識

堂本氏の生物多様性保全の立場からは、国土開発については生物多様性を破壊しない、自然環境に最大限に配慮したものであるべきは必定である。この点に関して、堂本氏は次のように述べている。

(1) 生物多様性を保全する闘いは、近代工業化に逆行する面があるので、多くの人の、特に途上国の合意を得ることは難しい。生物多様性を破壊しない開発のあり方を模索することが大切なのだが、そこがなかなか理解されないのである。( 98 頁)。

(2) 開発の立場からも生物多様性の保全は、生態学的な開発の基礎となるものである。第1に、生物多様性は、現在の生産を支える生態学上のシステムの有効性を支えるのに欠くことができない。第2に、将来の予測ができないために価値ある種が、評価される前に絶滅する可能性がある、第3に、現在の私たちの知識は不完全なため、ある種の絶滅の影響を判断することができない。取り返しのつかない破滅的な影響が発生するかもしれない( 131 頁)。

(3) 国土の開発に当たっては、生態系の循環システムを断ち切らないための配慮が、足りなかったのではないだろうか。生態系の循環システムを上手に生かしながらの開発であれば、日本の自然はこれほどまでに損なわれず、多くの動物や植物が絶滅に追い込まれることもなかったであろう。戦後、私たちは何よりも経済復興に希望を持ち、それが幸せにつながると信じ、エコロジカルな視点をないがしろにしてきた。ましてや、生物多様性を保全するなどという発想はなかった。その結果、日本中いたるところで生物相の貧困化を招いている。原因の一つは、生物多様性の破壊は非常に見えにくく、昔から咲いていた草花や、身近にいた昆虫や鳥が気づかない間にいなくなっているというように、結果が五年後、十年後、時には数百年後に現れるからである。これまで、住民も自然環境を配慮した都市計画を強く要求し

なかったし、設計する技術者の多くは生物多様性の重要性を認識していなかった、  
今後は生物多様性の視点で開発をとらえることが時代の要求であろう( 171 頁)。

(4) 「生物の多様性保全戦略」は・・・開発の視点からの国土計画ではなく、自然  
の保護、生物多様性の視点からの国土保全計画の立案であり、これこそ21世紀を  
見据え、次世代に自然を受け渡す、世代間の平等を実現するための施策である。ま  
た、自然の循環を断ち切り、生態系を破壊するような開発を促進する法律に対して  
は、縦割り行政の枠を超えた対処が必要だとしている。それは環境の視点からの行  
政改革に他ならない(246 頁)。

堂本氏の、生物多様性保全戦略に関するこうした理解と認識とからすれば、  
本件ダム建設事業は違法であり撤回されなければならない、との結論を導く  
が必定のはずである。

#### 4 開発に当たっては十分な環境影響評価が不可欠であることの認識

生物多様性の豊かな富山市呉羽丘陵の整備事業に関し、堂本氏は次のように述  
べて環境影響評価が不十分なことを指摘している。

「このように大規模な開発を行うのであれば、まず、植物相、地形、土壌、動  
物相などに関する綿密な実地調査を行うべきである。それに基づいて方針を出し、  
工事設計が立てられるのが常識であろう。しかし、実地調査はもちろんのこと、資  
料の検討さえ行われた形跡はない。しかも、何より大事な環境影響評価については、  
今回は『開発』ではなく、単なる『整備』事業にすぎない、という理由で行われな  
かった。本来なら丘陵内の木の種類、樹高、直径、配置などの立木調査は必須であ  
る。生物多様性の観点からすれば、ホクリクサンショウウオなどの絶滅危惧種・危  
急種の調査、さらに昆虫類の分布・生態と花粉の媒介など昆虫の果たす役割の調査  
を欠かすことはできない。145種にのぼる野鳥の営巣地、生息数も調査の対象で  
あるべきだ。短期間で作られた整備計画は、こうした手順を経ることなく、机上で、  
なぜか、あっという間につくりあげられたのであった。なんら科学的根拠のない『整  
備』事業であり、明らかに調査不足である。」(186 頁)。

原告ら準備書面(第8)で述べたように、本件八ッ場ダム建設計画は極めてず

さんな環境影響評価しかなされていないのである。県民の納めた税金がこのよう  
な計画に支出されて良いのであろうか。「破壊しなくてもよい自然を公共事  
業の名のもとに破壊し、土木業者、造園業者だけが収益を得る構造である。しかも  
財源は国民の税である。このような財政の使われ方があってよいものだろうか。何  
よりも、貴重な生物多様性がこのような形で壊されることは困る。」(192頁)  
とは、ほかならぬ堂本氏自身の言葉である。

## 5 違法性の認識と取るべき施策

### ーまとめにかえて

以上、堂本氏の著作「生物多様性ー生命の豊かさを育むもの」から、生物多様  
性や自然環境の保護に関する堂本氏の理解と認識を明らかにしてきた。そこから明  
らかになったことは、このような自然環境の保護・生物多様性を保全しようとする  
堂本氏の立場と、本件八ッ場ダム建設計画とは全く相容れないということである。

すなわち、その著作を見る限り、堂本千葉県知事は生物多様性条約等に関する  
類い希な深い造詣と見識を有している(あるいは「有していた」)はずである。多  
くの県民は、その見識と立場を支持し、それが知事就任後の政策遂行に最大限に生  
かされるだろうと信じ、期待を寄せた。その認識と理解とからすれば、本件八ッ場  
ダム建設事業が条理法上及び生物多様性条約に違反する違法な事業であることを、  
いとも容易に知り得た。

このように、同知事が違法性の認識を有していたことは明らかである。そして、  
違法な事業計画に基づく国土交通省の納付命令が、著しく合理性を欠くものである  
ことを認識していたことも、理の当然である。しかるに、漫然と負担金等を支出す  
る等の財務会計行為をなすに及んだ。これが、知事に課せられた財務会計上の誠実  
義務に違反する違法な行為であることは明らかである。あわせて、同知事に寄せた  
多くの県民らの期待と信頼に背くものでもある。

今からでも遅くはない。堂本千葉県知事に対し、八ッ場ダム建設計画に対する  
千葉県費の支出を取りやめる等の措置を講ずることを強く求める。それが生物多様  
性を保全することにほかならないのだから。と同時に、「回復不能」ともいわれる  
程の深刻な危機的状態にある千葉県財政の再建に、大きく寄与する道でもあるのだ

から。

以 上